

予防部めぐりく各担当者からの情報発信く 「違反是正強力推進対象物の取組」について

予防課
(特別査察隊)

はじめに

特別査察隊では、重大な消防法令違反があり、悪質性の高い対象物を選別し、強力に是正を推進する取組を平成27年度から開始しました。

経緯

ここ最近の被害が大きかった火災の教訓を踏まえ、総務省消防庁で予防行政に係る検討が行われてきました。その結果、違反処理の推進方策が示され、各消防本部において重大な消防法令違反対象物は、重点的に違反の是正指導を行うとともに、是正指導に従わない場合は、躊躇することなく命令等厳格な措置を実施し、早期に是正を図ることが求められました。

また、当市において平成27年度から違反対象物公表制度の運用を開始したことも踏まえ、特別査察

隊では強力に違反是正を推進すべき対象物を選別し、これを消防署と一体となって是正させる取組を始めました。

違反是正強力推進対象物とは

特定防火対象物で防火管理者未選任、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の未設置・重大不備の違反のあるものうち、再三の指導にも関わらず長期間違反状態にあるものと定義。

取組内容

- 対象物ごとに担当制を敷き、消防署と特別査察隊が一体となり、強力に是正を推進する。
- 合同査察をOJTの機会と位置づけ特別査察隊の知識・技術を消防署の若年層職員に伝える。
- 是正事例を特査ニュース等により消防署に情報を提供する。

(次ページ参照)

《平成27年度》

○計画

- 屋内消火栓設備の未設置・重大不備(平成20年度以前からの違反)
- スプリンクラー設備の未設置・重大不備(違反発生年度に関係なく)
- 自動火災報知設備の未設置・重大不備(平成20年度以前からの違反)

○結果

(表1参照)

《平成28年度》

(平成29年2月22日現在)

○計画

- 平成27年度違反是正推進強力対象物で未完了対象物。
- 屋内消火栓設備の未設置(平成28年度以前からの違反)
- スプリンクラー設備の未設置(違反発生年度に関係なく)
- 自動火災報知設備の未設置(平成28年度以前からの違反)

○結果

(表2参照)

表1(平成27年度)

	年度当初	是正数	未完了
屋内消火栓設備	13	11	2
スプリンクラー設備	7	4	3
自動火災報知設備	0	0	0
施設数	17	13	4

表2(平成28年度)

	年度当初	是正数	未完了
屋内消火栓設備	9	6	3
スプリンクラー設備	5	3	2
自動火災報知設備	15	13	2
施設数	23	18	5